

## 4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

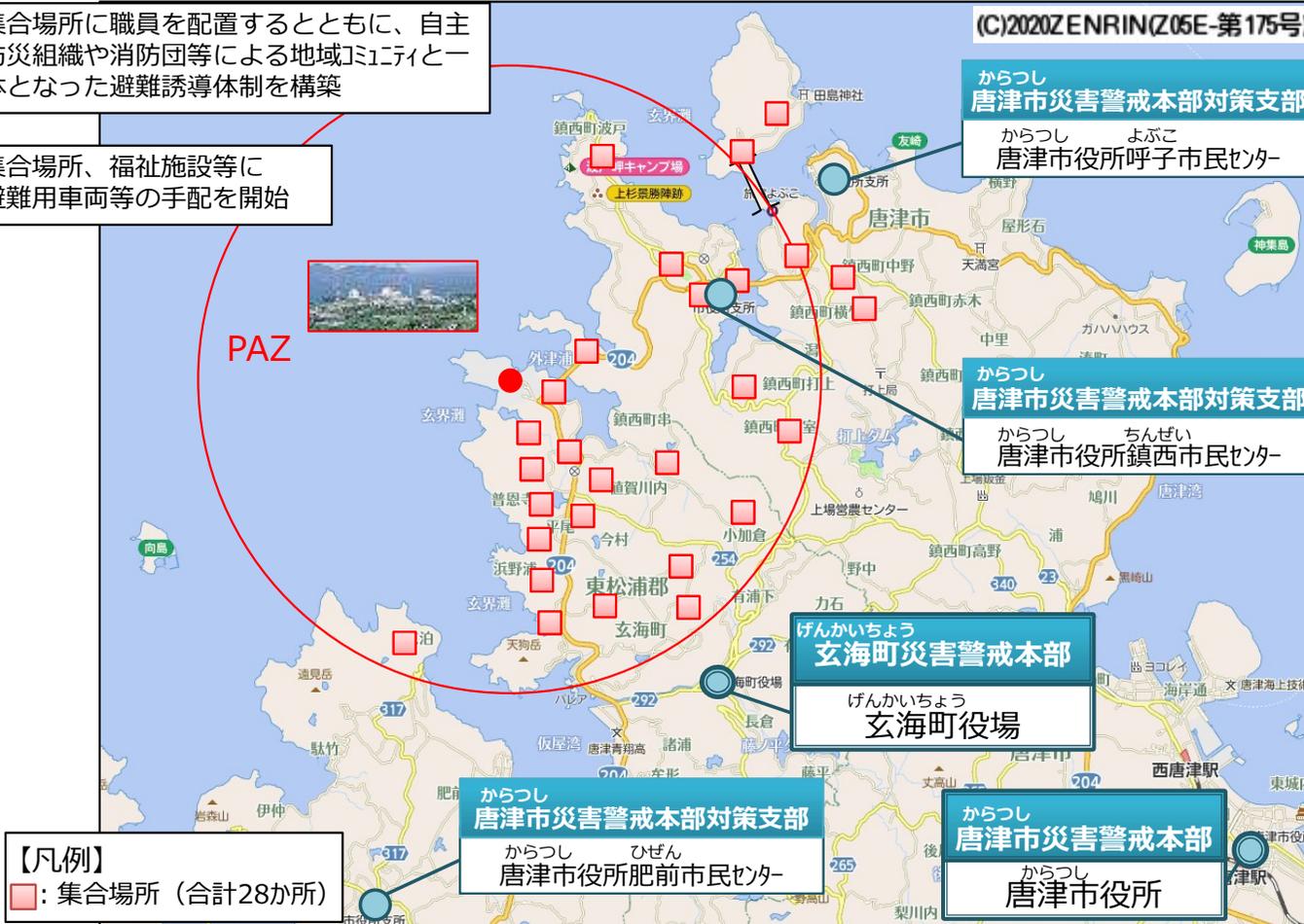
### <対応のポイント>

1. 施設敷地緊急事態要避難者(医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかるもの、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者)について、あらかじめ定められた避難先へ避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避すること。
2. 学校・保育所の児童・生徒等については、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、保護者への引渡しができなかった児童・生徒等について移動手段を確保し、避難を開始すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、集合場所、避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

- ▶ 佐賀県は、警戒事態に至った段階で、佐賀県庁に災害警戒本部を設置し、約50人の要員が参集。
- ▶ 玄海町は、警戒事態に至った段階で、玄海町役場に災害警戒本部を設置し、約110人の要員が参集。
- ▶ 唐津市は、警戒事態に至った段階で、唐津市役所に災害警戒本部を設置するとともに、PAZを管轄する肥前市民センター、鎮西市民センター、呼子市民センターにそれぞれの対策支部を設置。災害警戒本部及び3つの対策支部あわせて、約210人の要員が参集。
- ▶ 警戒事態に至った段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、佐賀県、玄海町及び唐津市は、集合場所、社会福祉施設等に避難用車両等の手配を開始。また玄海町及び唐津市は、PAZ内の集合場所(玄海町15地区、唐津市13地区)の設置準備を開始するとともに、各集合場所に避難誘導員を派遣。
- ▶ 玄海町及び唐津市は、各地域の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。

集合場所に職員を配置するとともに、自主防災組織や消防団等による地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築

集合場所、福祉施設等に避難用車両等の手配を開始



- 玄海町及び唐津市は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民に情報を伝達。また、PAZ内避難の対象となる28か所の集合場所へ派遣された各市町の職員は、防災行政無線や衛星携帯電話等により、各市町と情報を共有。
- 玄海町及び唐津市は、集合場所を拠点に、自主防災組織や消防団等と協力し、携帯端末や移動系防災行政無線等により、各市町と避難者の状況や避難誘導體制等、地区単位のコミュニティを活用した情報共有を実施。
- 小中学校、保育所、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は各市町から実施。

消防団車両等による  
広報活動の実施



CATVにより各戸へ  
情報伝達



緊急速報メールサービスなどにより住民へ情報伝達



【凡例】

□ : 集合場所 (合計28か所)

(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

PAZ

からつし  
唐津市災害警戒本部対策支部  
からつし ちんぜい  
唐津市役所鎮西市民センター

からつし  
唐津市災害警戒本部対策支部  
からつし よぶこ  
唐津市役所呼子市民センター

げんかいちょう  
玄海町災害警戒本部  
げんかいちょう  
玄海町役場

からつし  
唐津市災害警戒本部対策支部  
からつし ひぜん  
唐津市役所肥前市民センター

からつし  
唐津市災害警戒本部  
からつし  
唐津市役所

屋外にいる住民には屋外拡声子局  
屋内にいる住民には戸別受信器で、  
それぞれ情報伝達を実施



屋外拡声スピーカー

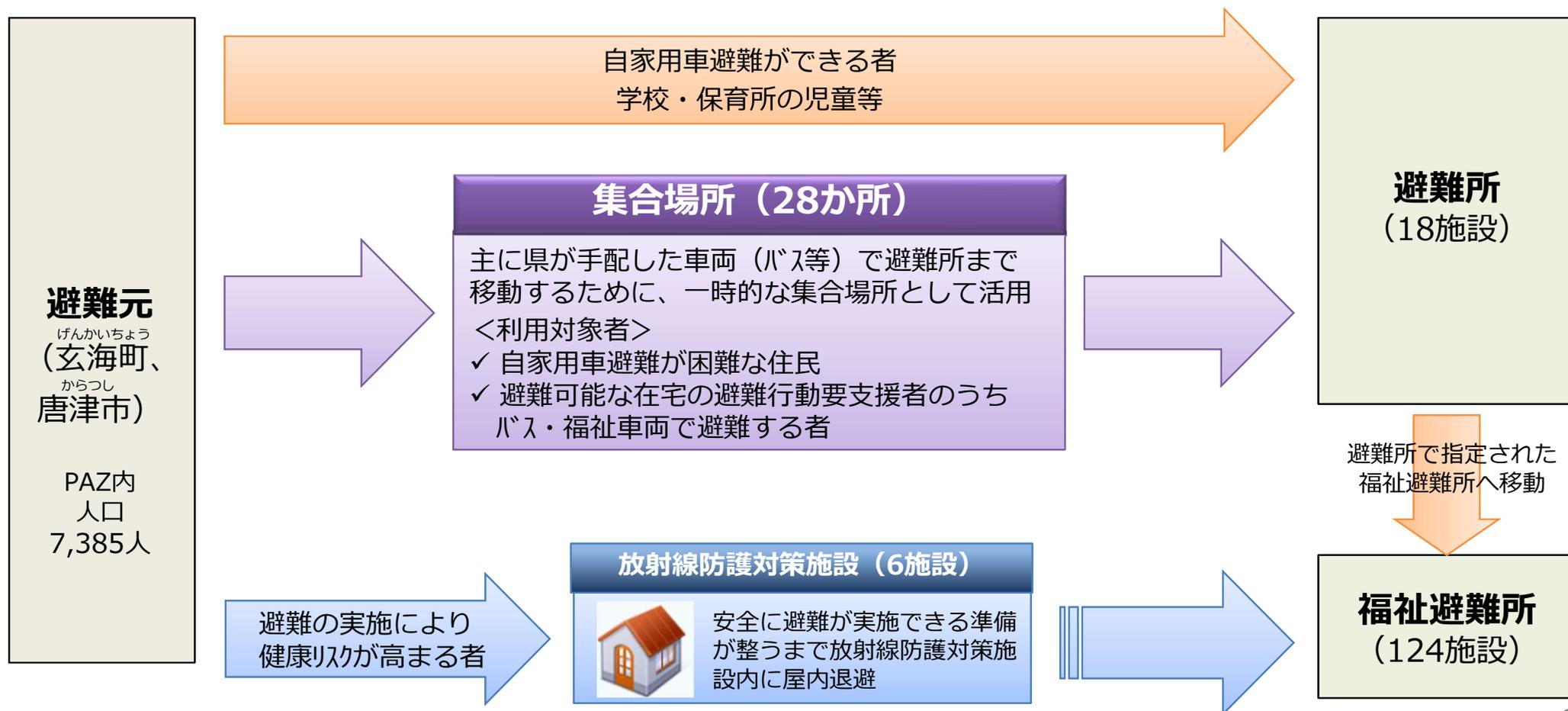


戸別受信機

各市町は、入手した情報を防災行政無線等により、各市民センター及び集合場所へ連絡



- 警戒事態が発生した場合、<sup>げんかいちょう</sup>玄海町及び<sup>からつし</sup>唐津市は、住民への広報、佐賀県に対して避難用車両等の手配依頼、避難所及び福祉避難所の開設準備を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、<sup>げんかいちょう</sup>玄海町及び<sup>からつし</sup>唐津市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難所への避難を開始。福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設にて屋内退避を実施。
- 全面緊急事態になった場合、<sup>げんかいちょう</sup>玄海町及び<sup>からつし</sup>唐津市は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難所へ移動。自家用車による避難が困難な住民は、集合場所に集合し、避難所へ移動。その後、避難所から福祉避難所へ移動。

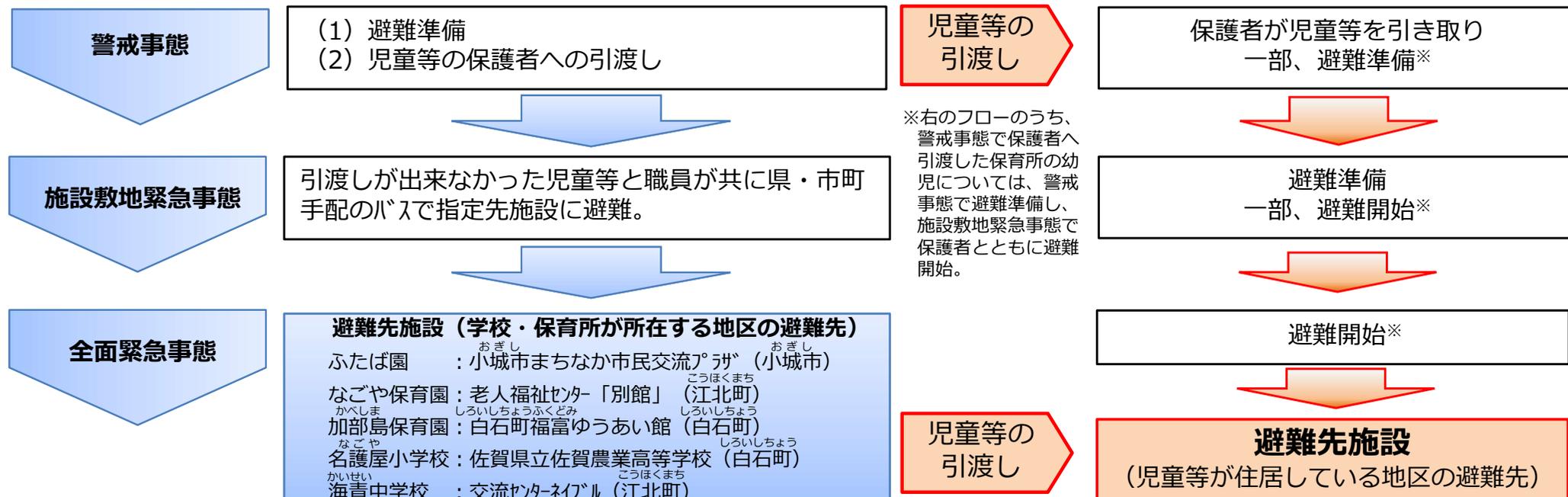


- PAZ内の小中学校の児童等(2施設、314人)及び保育所の幼児(3施設、133人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
- 保護者への引渡しができない児童等は、施設敷地緊急事態になった場合、教職員等とともに佐賀県が「災害時における緊急輸送に関する協定」※に基づきPAZ内市町のバス会社が保有するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済み。

※ 佐賀県と一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会（協力事業者26社）が、平成29年6月6日に締結

市町名	学校・保育所名称	人数		
		児童等	職員	合計
げんかいちょう 玄海町	ふたば園	73人	18人	91人
からつし 唐津市	なごや保育園	43人	17人	60人
	かべしま 加部島保育園	17人	8人	25人
	なごや 名護屋小学校	92人	14人	106人
	かいせい 海青中学校	222人	26人	248人
<b>(5施設) 合計</b>		<b>447人</b>	<b>83人</b>	<b>530人</b>

※児童等の人数については、令和2年5月1日現在。



- PAZ内の医療機関(1施設8人)及び社会福祉施設(7施設231人)の全てについて、避難計画を策定済み。医療機関については、入院患者の状況等をふまえ、佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定。
- 社会福祉施設については、30km圏外の佐賀市、多久市、小城市、江北町にある施設に避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、佐賀県が受入先を調整。

## <PAZ内8施設の入所者等の避難の考え方>

### 避難元施設

市町名	施設名	施設種別	定員数
げんかいちょう 玄海町	ほった 堀田医院	医療機関	8人
			<b>計8人</b>

### 避難先施設

避難先	受入見込人数
災害拠点病院 (県内1施設)	8人
<b>計8人</b>	

※1

### <放射線防護対策施設>

市町名	施設名	施設種別	定員数
げんかいちょう 玄海町	げんかいえん 玄海園	特別養護老人ホーム	100人
からつし 唐津市	ほうじゅそう 宝寿荘	特別養護老人ホーム	80人

**計180人**  
(避難の実施により健康リスクが高まる者68人)  
(それ以外の者112人)



※2

※3

※4

施設種別	市町名	受入見込人数
特別養護老人ホーム	佐賀市 (3施設) 多久市 (1施設) 小城市 (4施設)	180人
<b>計180人</b>		

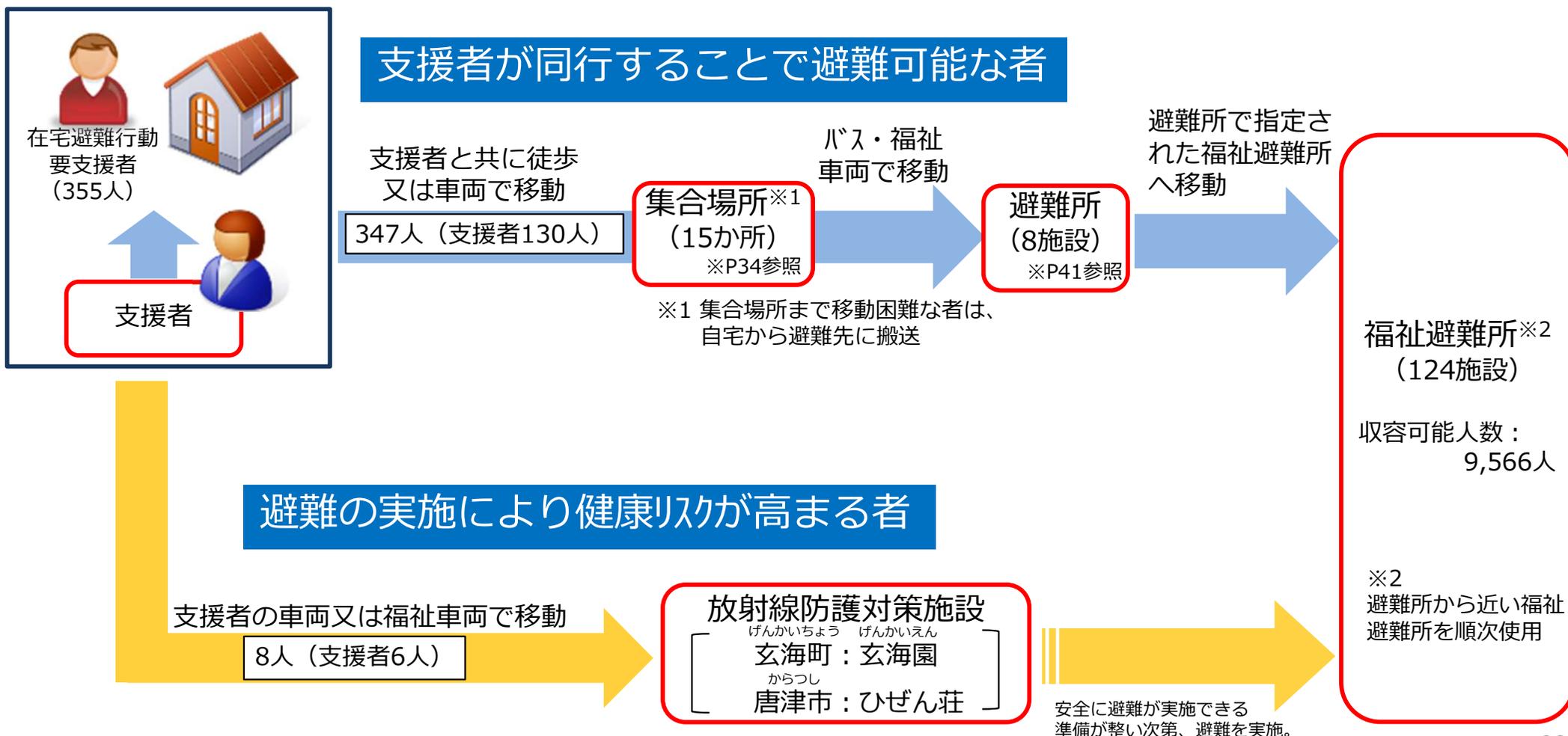
市町名	施設名	施設種別	定員数
げんかいちょう 玄海町	グループホーム つばき	認知症グループホーム	9人
げんかいちょう 玄海町	グループホーム げんかいえん 玄海園	認知症グループホーム	9人
げんかいちょう 玄海町	高齢者向け 住宅玄海園	有料老人ホーム	10人
げんかいちょう 玄海町	宅幼老所 げんかいえん 玄海園	地域共生ステーション	5人
からつし 唐津市	グループホーム なごやか	認知症グループホーム	18人
			<b>計51人</b>

※5

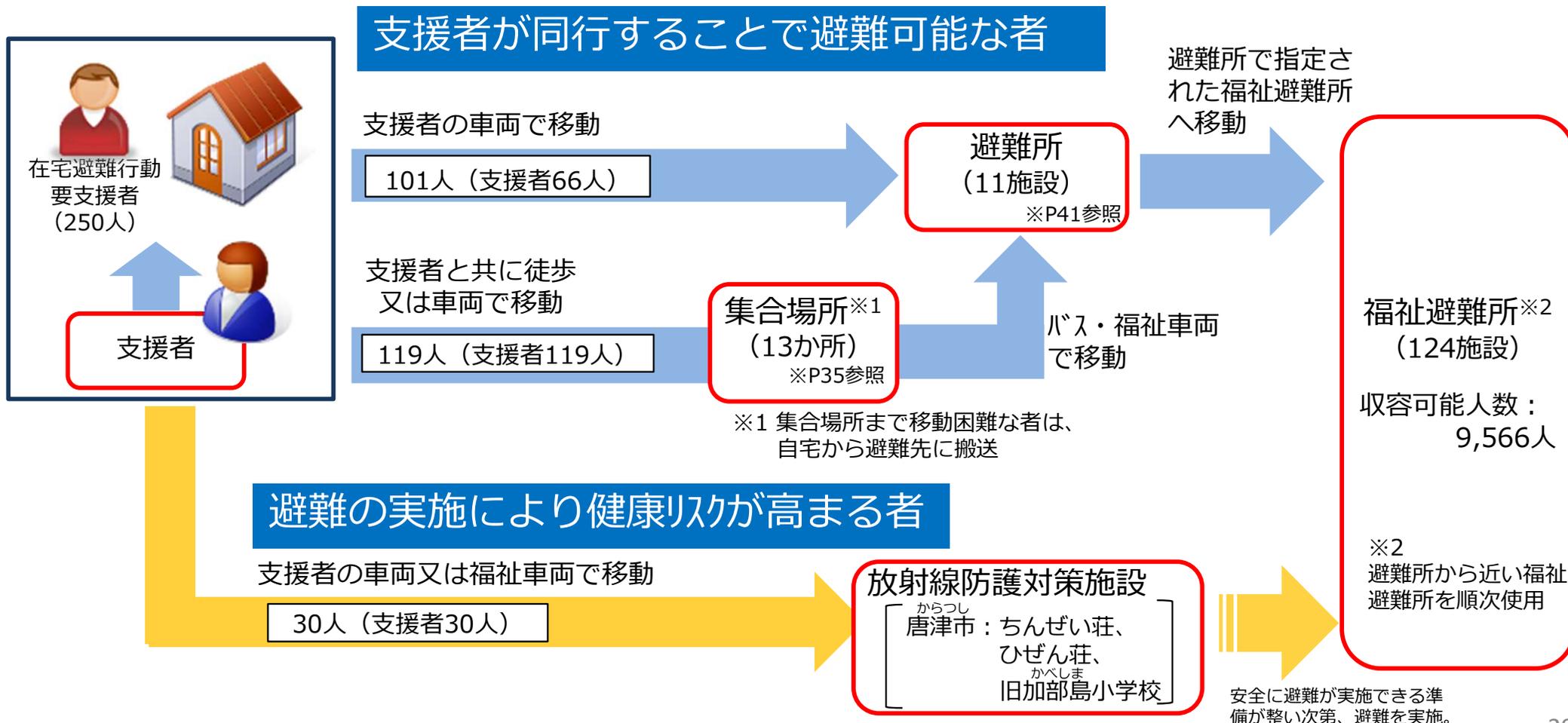
避難先	受入見込人数
避難所 佐賀市 (2施設) 小城市 (2施設) 江北町 (1施設)	51人
<b>計51人</b>	

- ※1 佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定
- ※2 避難の実施により健康リスクが高まる者は自施設内で屋内退避
- ※3 安全に避難が実施できる準備が整い次第、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
- ※4 避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
- ※5 福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された福祉避難所へ移動

- 玄海町では、在宅の避難行動要支援者355人のうち136人は支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者と共に集合場所等から、佐賀県又は玄海町が確保するバスや福祉車両で避難所へ移動。その後、福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近隣の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施。



- 唐津市では、在宅の避難行動要支援者250人のうち215人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、支援者の確保に向け調整。また、支援者を確保できない場合においても、行政職員、自治会、消防団員等の協力により避難できる体制を整備。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両や、佐賀県又は唐津市が確保するバスや福祉車両で避難所へ移動。その後、福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近隣の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施。



- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数1,112人について、バス24台、福祉車両10台(車椅子仕様10台)。

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
保育所の幼児等を避難先施設に輸送	91人 (児童等73人+職員18人) (1か所)	2台 (児童等73人+職員18人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少。 【資料P26参照】
医療機関及び社会福祉施設の入所者等を避難先施設に輸送	150人 (入所者102人+職員48人) (6か所)	3台 (入所者92人+職員38人)	0台	3台 (入所者10人+職員10人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の入所者等と4人の職員の搬送を想定 【資料P27参照】
在宅の避難行動要支援者及びその支援者を避難先施設に輸送	477人 (要支援者347人+支援者130人)	10台 (要支援者329人+支援者112人)	0台	5台 (要支援者18人+支援者18人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P28参照】
在宅の避難行動要支援者について、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※3	14人 (要支援者8人+支援者6人)	0台	0台	2台 (要支援者8人+支援者6人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P28参照】
妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者を避難先施設に輸送	380人	9台 (380人)	0台	0台	
<b>合計</b>	<b>1,112人</b>	<b>24台</b>	<b>0台</b>	<b>10台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バスは1台あたり46人の乗車を想定

※3 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避(放射線防護対策施設から移動する場合には、別途移動手段の確保が必要)

➤ 施設敷地緊急事態発生時には、保育所、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の避難のために、<sup>げんかいちょう</sup>玄海町、社会福祉施設、九州電力等が配備する車両のほか、佐賀県が「災害時における緊急輸送に関する協定」※<sup>1</sup>に基づきPAZ内市町のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス※ <sup>2</sup>	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 最大必要車両台数		24台 1,042人分 (対象者874人 +支援者等168人)	-	10台 70人分 (対象者36人+ 支援者等34人)	【資料P30参照】
(B) 車両確保台数		計24台以上	-	計10台以上	
確保 先	<sup>げんかいちょう</sup> 玄海町、社会福祉施設等 が保有する車両	1台 24人分 (対象者12人 +支援者等12人)	-	9台 28人分 (対象者14人 +支援者等14人)	【福祉車両 (車椅子仕様)】 1台あたり1人の対象者とその支援者等の搬送を想定した車両が4台、2人の対象者とその支援者等の搬送を想定した車両が5台
	PAZ内市町のバス会社が 保有する車両	23台以上 1,018人分 (対象者862人 +支援者等156人)	-	-	PAZ内市町のバス会社が保有する車両総数 194台
	九州電力が配備する車両	-	-	6台以上 42人分 (対象者22人 +支援者等20人)	九州電力が近隣事業所等に車両を配備 【福祉車両 (車椅子仕様)】 1台あたり4人の対象者とその支援者等の搬送を想定

※<sup>1</sup> 佐賀県と一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会 (協力事業者26社) が、平成29年6月6日に締結

※<sup>2</sup> バスについて、玄海町、社会福祉施設等が保有する車両は1台あたり24人、PAZ内市町のバス会社が保有する車両は1台あたり46人の乗車を想定

※<sup>3</sup> 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織 (警察、消防、海保庁、自衛隊) が必要に応じ支援を実施

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数1,494人について、バス40台、福祉車両14台(車椅子仕様14台)。

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等を避難先施設に輸送	439人 (児童等374人+職員65人) (4か所)	10台 (児童等374人+職員65人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少。 【資料P26参照】
社会福祉施設の入所者等を避難先施設に輸送	192人 (入所者97人+職員95人) (2か所)	5台 (入所者97人+職員95人)	0台	0台	【資料P27参照】
在宅の避難行動要支援者及びその支援者を避難先施設に輸送	238人 (要支援者119人+支援者119人)	7台 (要支援者97人+支援者97人)	0台	6台 (要支援者22人+支援者22人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P29参照】
在宅の避難行動要支援者について、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※3	60人 (要支援者30人+支援者30人)	0台	0台	8台 (要支援者30人+支援者30人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P29参照】
妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者を避難先施設に輸送	565人	18台 (565人)	0台	0台	
<b>合 計</b>	<b>1,494人</b>	<b>40台</b>	<b>0台</b>	<b>14台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バスは、地域特性を踏まえ、3種類の乗車人数(大型バス:46人乗り、中型バス:35人乗り、小型バス:20人乗り)を想定

※3 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避(放射線防護対策施設から移動する場合には、別途移動手段の確保が必要)

- 施設敷地緊急事態発生時には、学校・保育所、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の避難のために、唐津市、社会福祉施設、九州電力等が配備する車両のほか、佐賀県が「災害時における緊急輸送に関する協定」※1に基づきPAZ内市町のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。

	確保車両台数			備考
	バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 最大必要車両台数	40台 1,390人分(対象者1,133人 +支援者等257人)	-	14台 104人分(対象者52人 +支援者等52人)	【資料P32参照】
(B) 車両確保台数	計40台以上	-	計14台以上	
確保先	唐津市、社会福祉施設等 が保有する車両	-	19台 44人分(対象者22人 +支援者等22人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり1人の対象者とその支援者等 の搬送を想定した車両が16台、2人の 対象者とその支援者等の搬送を想定し た車両が3台
	PAZ内市町のバス会社が 保有する車両	40台以上 1,390人分(対象者1,133人 +支援者等257人)	-	PAZ内市町のバス会社が保有する車両 総数194台
	九州電力が配備する車 両	-	-	5台※3 60人分(対象者30人 +支援者等30人) 九州電力が近隣事業所等に車両を配備 【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の対象者とその支援者等 の搬送を想定

※1 佐賀県と一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会(協力事業者26社)が、平成29年6月6日に締結

※2 バスは、地域特性を踏まえ、3種類の乗車人数(大型バス:46人乗り、中型バス:35人乗り、小型バス:20人乗り)を想定

※3 福祉車両(車椅子仕様)計5台は、屋内退避施設までピストン輸送での搬送を想定

※4 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

- げんかいちょう  
➤ 玄海町におけるPAZ内の住民のうち施設敷地緊急事態でバス集合場所からバスにより避難する者は合計821人。
- げんかいちょう  
➤ 玄海町では、15箇所のバス集合場所を設置し、避難行動要支援者等は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合し避難を実施。



各集合場所への配車順路		人数	避難先
ルート1 (大型バス)	外津漁村環境改善総合センター → 中通公民館 → 下宮公民館 → 値賀第1コミュニティセンター → 仮立公民館	420人	おぎし 小城市
ルート2 (大型バス)	値賀川内公民館 → 小加倉公民館	84人	
ルート3 (大型バス)	栄公民館 → 花の木公民館	19人	
ルート4 (大型バス)	値賀第2コミュニティセンター → 玄海園	78人	
ルート5 (大型バス)	浜野浦公民館 → 大園公民館 → 仮屋コミュニティセンター → 石田公民館	220人	
合計		821人	

【凡例】  
●●●●●: 集合場所



- 避難の実施により健康リスクが高まる者等については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(6施設)で屋内退避を実施。
- これら6施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者を約1,300人を収容可能。
- 放射線防護対策施設では、約1,300人がおよそ3日を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備。

## 放射線防護対策施設 (6施設)



げんかいえん  
**玄海園**  
(収容可能者数：162人)

げんかいちょうほかわづ ちかがわち しもみや なかどおり かりだち  
玄海町外津、値賀川内、下宮、中通、仮立、  
ふおんじ ひらお はまのうら  
普恩寺、平尾、浜野浦、シーラインの地区の  
在宅の避難行動要支援者の受入及び  
自施設内の入居者の屋内退避を想定



ひぜん荘  
(収容可能者数：176人)

からつし ひぜんまち げんかいちょう こがくら さかえ  
唐津市肥前町、玄海町小加倉、栄  
花の木、大園、石田、仮屋地区の  
在宅の避難行動要支援者の受入及び  
自施設内の入居者の屋内退避を想定



かべしま  
**旧加部島小学校**  
(収容可能者数：566人)

からつし よぶごちよう かべしま  
唐津市呼子町加部島における  
在宅の避難行動要支援者の  
受入を想定



ほうじゅう  
**宝寿荘**  
(収容可能者数：70人)



うしおそう  
**潮荘**  
(収容可能者数：50人)

ほうじゅう うしおそう  
宝寿荘、潮荘は自施設内の  
入居者の屋内退避のみを想定



ちんざい荘  
(収容可能者数：239人)

からつちんざいまち 後川よぶごちようとのうらにし  
唐津市鎮西町、呼子町殿ノ浦西  
における在宅の避難行動要支援  
者の受入及び自施設内の入居者  
の屋内退避を想定

- 避難開始前の段階において、避難計画で避難経路として定められている道路等が自然災害等により使用出来ない場合は、佐賀県、玄海町及び唐津市は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 直轄国道については、国土交通省九州地方整備局が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



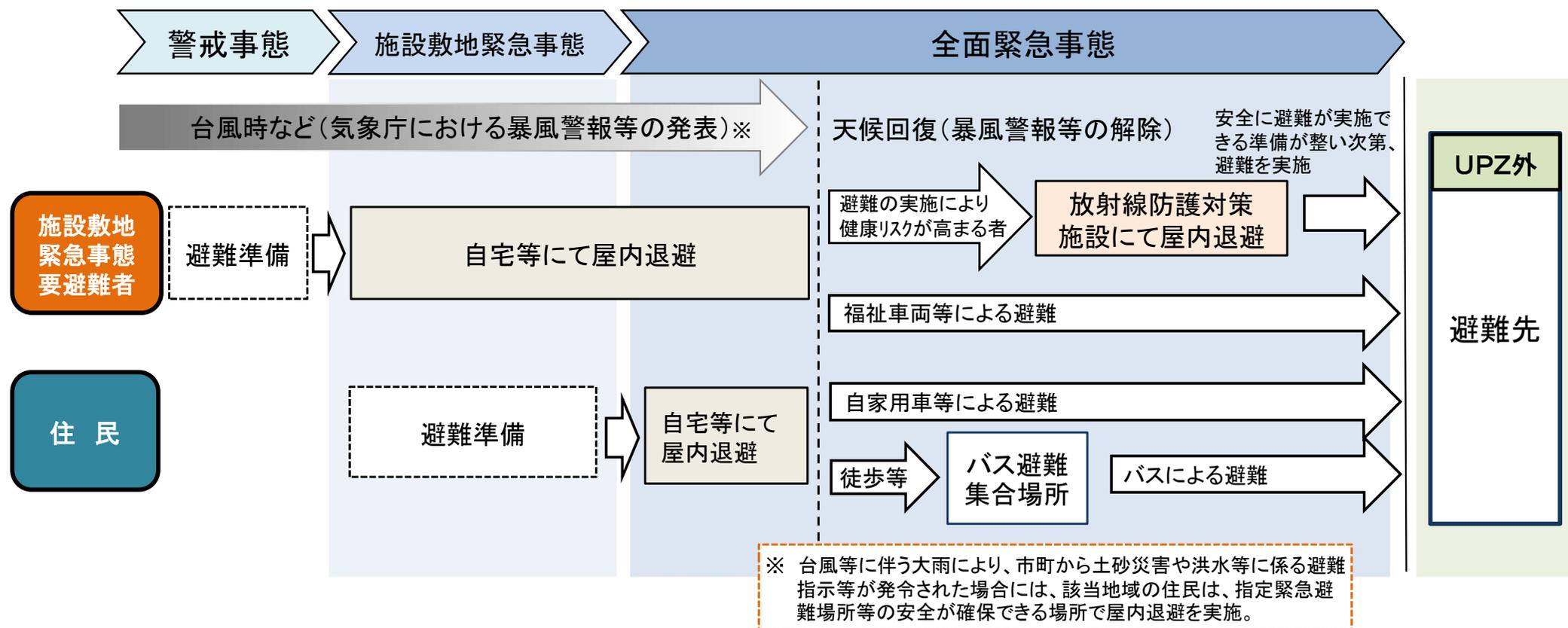
＜県の管理道路＞  
県災害対策本部が応急復旧作業を実施。

＜直轄国道＞  
国土交通省九州地方整備局が応急復旧作業を実施。

- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握。
- 道路の被害状況を踏まえ、国、県がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施。

- 台風等により気象庁から暴風警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び佐賀県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

## ＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



# 感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、避難等の各種防護措置と感染防止対策を可能な限り両立させる。ただし、災害時には差し迫った危機から命を守ることが最優先であり、その避難に猶予がなく、身体・生命に危機が迫った場合は、感染症の流行下にあっても、躊躇なく避難を行うものとする。
- 感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

## ＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（PAZ）＞

		避難元		避難等の実施		避難先		手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底
施設敷地緊急事態要避難者	感染者（重症者）					感染症指定医療機関等で治療		
	避難の実施により健康リスクが高まる者	感染者（軽症者等）※2	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➤ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。	➤ それ以外の者とは、別々の車両で避難。	➤ それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。			
	それ以外の者※3	それ以外の者※3	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➤ 感染者（軽症者等）とは別の施設で屋内退避。	➤ 感染者（軽症者等）とは、別々の車両で避難。	➤ 感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。			
一般住民	避難の実施により健康リスクが高まらない者	感染者（軽症者等）※2	自宅等で避難準備 【SE】 避難等開始	バス避難者等の一時集合場所等 ➤ 密集を避け、極力分散して集合。 (例) ・一時集合場所等の場所を分ける。 ・集合時間帯を分ける。 ・一時集合場所等の中で別れて集合する。	避難車両 ➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	避難所等 ➤ 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。		
	それ以外の者※3	それ以外の者※3			➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	➤ 避難先施設では、密集を避ける。		
	感染者（軽症者等）※2	➤ 指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・避難施設の場所を分ける。 ・施設内の別部屋に分かれて集合する。	【GE】 避難等開始	➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクの着用、座席を十分離して着席する。 ・施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民の感染者（軽症者等）同士、又は施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民のそれ以外の者同士で、SEの段階で避難する。	➤ 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。			
	それ以外の者※3			➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	➤ 避難先施設では、密集を避ける。			

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。